

譲渡証明書

次の小型船舶を譲渡したことを証明する

譲渡年月日(注1)	船体識別番号(注1)	船舶番号又は 船舶検査済票番号(注1)	推進機関の種類及び型式(注1)
平成 年 月 日			船内機等 ・ 船外機

(注1) 登録済小型船舶については4項目全てを必ず記入して下さい。

【譲渡人】

氏名又は名称及び住所		持分(注3)	譲渡印(注4)
住所	(フリガナ)		
氏名 又は 名称(注2)			
住所	(フリガナ)		
氏名 又は 名称(注2)			
住所	(フリガナ)		
氏名 又は 名称(注2)			
【備考】 「船体識別番号」及び「船舶番号又は船舶検査済票番号」が不詳で記入できない場合は、当該小型船舶を特定できる記号等をこの備考欄に記入して下さい。(メーカー名、型式、製造番号等)			

(注2) 法人については、代表者の役職及び氏名まで必ず記入して下さい。

(注3) 複数人で所有している場合又は持分の一部を譲渡する場合は持分の欄に譲渡する持分を記入して下さい。

(注4) 譲渡人の実印を譲渡印欄にはっきりと押印して印鑑証明書(譲渡日より3ヶ月以内に発行されたもの)を添付して下さい。(登録対象外船舶は除く)

【譲受人】

氏名又は名称及び住所		持分(注5)
住所	(フリガナ)	
氏名 又は 名称		
住所	(フリガナ)	
氏名 又は 名称		
住所	(フリガナ)	
氏名 又は 名称		

(注5) 一つの小型船舶を複数人で所有する場合は持分の欄に譲り受ける持分を記入して下さい。

※本書面の記載事項を訂正する場合は、譲渡人の実印での訂正となります。また、重要書類ですので紛失にはご注意下さい。

<譲渡証明書の記載例>

譲 渡 証 明 書

次の小型船舶を譲渡したことを証明する

譲渡年月日	船体識別番号	船舶番号又は 船舶検査済票番号	推進機関の種類及び型式
平成 18年 2月 5日	JP-ABC01234D202	230-11111 埼玉	船内機等 船外機

【譲渡人】 (注) 複数人で所有している場合又は持分の一部を譲渡する場合は持分の欄に譲渡する持分を記入してください。
(注) 譲渡人の実印を譲渡人欄にはっきりと押印して印鑑証明書(譲渡日より3ヶ月以内に発行されたもの)を添付して下さい。(登録対象外船舶は除く)

氏名又は名称及び住所		持分	譲渡印
住所	埼玉県さいたま市北区〇〇町〇丁目〇番〇号		
氏名又は名称	(フリガナ)ケン サ ハナ コ 検査 花子		
住所			
氏名又は名称	(フリガナ)		
住所	(フリガナ)		

【備考】 「船体識別番号」及び「船舶番号又は船舶検査済票番号」が不詳で記入できない場合は、当該小型船舶考欄に記入して下さい。(メーカー名、型式、製造番号等)

【譲受人】 (注) 一つの小型船舶を複数人で所有する場合は持分の欄に譲り受ける持分を記入してください。

氏名又は名称及び住所		持分
住所	東京都江東区新木場1丁目2番15号	
氏名又は名称	(フリガナ)キ コウゴ ロウ 機構 五郎	
住所		
氏名又は名称	(フリガナ)	
住所	(フリガナ)	

【備考】 (注) 本書面の記載事項を訂正する場合は譲渡人の実印での訂正となります。また重要書類ですので紛失にはくれぐれもご注意ください。

現在登録されている内容を記入して下さい。

譲渡人(旧所有者)の実印をはっきりと押印して下さい。

譲渡証明書に記入された譲渡年月日より3ヶ月以内に発行された印鑑証明書を添付して下さい。(但し登録対象外船舶は除く)

譲渡年月日を忘れずに記入して下さい。

譲渡人(旧所有者)の住所及び氏名を印鑑証明書のとおり記入して下さい。法人の場合は代表取締役〇〇まで記入して下さい。

譲受人(新所有者)の住所及び氏名を印鑑証明書のとおり記入して下さい。

重要書類ですので紛失にはくれぐれもご注意ください。

実印の押印は鮮明に

●実印は、下記の例を参考に正しく押印して下さい。

<p style="color: red; font-weight: bold;">正しく押印された例</p> <div style="text-align: center;"> <p>ひとつだけ鮮明に押印されている</p> </div>	<p style="text-align: center;">不備な押印例(印影の照合ができない例)</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>二重になって印影が不鮮明</td> <td>かすれて印影が不鮮明</td> <td>(にじん)で印影が不鮮明</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table> <p>※ 印影が印鑑証明書と同等と判断できない場合は、再度押印していただくことになります。</p>				二重になって印影が不鮮明	かすれて印影が不鮮明	(にじん)で印影が不鮮明	×	×	×
二重になって印影が不鮮明	かすれて印影が不鮮明	(にじん)で印影が不鮮明								
×	×	×								

注意!!

記載事項を訂正する場合は、譲渡人(旧所有者)の実印で必ず訂正して下さい。

譲渡証明書を新所有者に交付する場合

小型船舶の譲渡を行う場合には、旧所有者が譲渡証明書を作成し、新所有者に交付する必要があります。

また、譲渡証明書には譲渡する旨、譲渡年月日、譲渡する小型船舶の船体識別番号及び推進機関の種類が記載され、譲渡印(実印)を押印し、印鑑証明書(譲渡年月日現在、前3ヶ月以降に発行されたもの)を添付していただく必要があります。



新所有者へ譲渡証明書を交付する前にもう一度確認して下さい！

- ・譲渡人の実印ははっきりと押印されていますか？
印影が不鮮明の場合には、再度実印の押印を求める場合があります。
- ・譲渡証明書の記載された内容に間違いや未記載はありませんか？
譲渡証明書の訂正を求めます。
- ・譲渡証明書に訂正箇所がある場合、譲渡人の実印で訂正がされていますか？
譲渡証明書の訂正箇所の実印訂正を求めます。
- ・譲渡人の印鑑証明書の有効期間は大丈夫ですか？
譲渡証明書記載の譲渡年月日現在、前3ヶ月以降に発行されたものを提出して下さい。
- ・譲渡人の機構に登録してある住所と印鑑証明書の住所は同じですか？
登録住所と印鑑証明書の住所が引越等により異なっている場合には、そのつながりを確認するための住民票又は戸籍の附票の提出が必要です。

【登録上の所有者の確認をするためには】

登録事項証明書の交付申請をすることによって、現在の所有者の確認ができます。なお、登録事項証明書を交付申請をする際には、船舶を特定する船舶番号又は船体識別番号が必要となります。

住民票を取得される方へ (個人番号(マイナンバー)の取扱い)

 日本小型船舶検査機構

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(いわゆる、マイナンバー法)の運用開始に伴い、個人番号(マイナンバー)の住民票への記載が平成28年1月から始まりました。小型船舶登録に関して、登録名義人の氏名及び住所の変更(ただし、登録上の住所と現在の住所の繋がりが確認できるもの)時に提出する目的で取得していただく住民票につきましては、**個人番号(マイナンバー)の記載がないもの**をご用意いただくようお願い致します。

◆個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票の提出先は、法律によって、限定的に定められています。

◆JCIが、個人番号(マイナンバー)の記載がある住民票を要求することはありません。

なお、詳しくは最寄りのJCI支部にお問合せください。